

中核市

vol.2

市では、平成31年4月の「中核市」への移行を目指しています。中核市のいろいろな情報をシリーズでお伝えします。

☎ 中核市推進課

市の種類と仕事の範囲

ねやがわへ



Q

市にはどんな種類があるの？

A

事務権限の違いで、次の4種類に分けられます(右の表のとおり)。寝屋川市は現在、施行時特例市です。



府が担当する仕事	警察の設置 など	府の仕事の約6割を実施	府の仕事の約8~9割を実施
	児童相談所の設置(必置)、国道・府道の管理 など		
	保健所の設置、産業廃棄物に関する事務など	府の仕事の約1割を実施	
	環境に関する事務など		
一般市 (四條畷市・交野市など)	施行時特例市 全国で36市 (吹田市・茨木市など)	中核市 (人口20万人以上) 全国で48市 (豊中市・枚方市など)	政令指定都市 (人口50万人以上) 全国で20市 (大阪市など)

スケジュール
今後の

時期	内容
29年度	11月~ 中核市移行、保健所設置にかかる国との事前協議
	3月 市議会に「中核市指定申出」議案を提出
30年度	4月~ 府に「中核市指定の同意」の申入れ
	国(総務大臣)に中核市指定を求める申出
	国が「中核市指定」の政令公布
	12月 市議会に関係条例の制定などの議案を提出
31年4月	中核市に移行、寝屋川市保健所を開設

※国や府との調整などにより、時期が前後する可能性があります。

移行するためには、多くの手続きを経る必要があります(左の表のとおり)。

